

# 「八千代市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正（素案）」について（概要）

## 改正理由

本市の空家対策につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）及び「八千代市空家等の適切な管理に関する条例」（以下「空家条例」という。）に基づき実施しております。

一方、問題となっている使用実態がない長屋の住戸については、適切に管理されていない状態が地域環境の悪化に影響を及ぼしているものの、長屋全体が空家とならない限り特措法に基づく空家対策の対象外となるため、適切な対応がとれない状況が続いております。

このため、長屋の住戸についても空家条例において規定を整備し、行政による助言等の対応が可能となるよう改正を行うものです。

## 条例改正の主な内容

### 法定外空家等

特措法の空家等に該当しない長屋の住戸を「法定外空家等」として定義付けし、空家条例の対象とします。

- ・法定外空家等：長屋（2以上の住戸を有する一の建築物であって、隣接する住戸間又は上下で重なり合う住戸間で内部での往来ができない完全に分離された構造を有するもののうち、廊下、階段等の共有部分を共有しないもの）の住戸又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

### 市・所有者等の責務

空家等又は法定外空家等の適切な管理が図られるよう市及び所有者等の責務を規定します。

- ・市：空家等又は法定外空家等の適切な管理の促進を図るため必要な施策を実施する
- ・所有者等：周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう自らの責任において適切な管理をする

### 情報提供

市民等が適切に管理をされていない「法定外空家等」を発見された場合には、市にその情報提供することができることを規定します。この情報提供により、地域の安全や環境保全を図るための適切な対応が可能になります。

## 法定外空家等への対応

法定外空家等について、以下のように措置を行えることとします。

- 所有者等や建物の現況調査、所有者等の適切な管理を促進するため情報提供、助言その他必要な援助

## 法定外空家等の情報の提供の求め

この条例の施行のために必要があれば、所有者等を調査するために関係する地方公共団体の長、法定外空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、法定外空家等の所有者等の把握に関し必要な情報を提供を求めることができることを規定します。

## 緊急安全措置

法定外空家等に起因する人の生命、身体又は財産に甚大な危害が道路等公共の場所において生じるおそれがあると認めるときは、市が必要最小限の措置を行い、費用を所有者等に徴収することができることを規定します。

## 警察その他の関係機関との連携

市長は市の区域を管轄する警察その他関係機関に法定外空家等の調査により得た情報その他法定外空家等に関する情報を提供し、必要な協力を求めることができることを規定します。

## 施行日（予定）

令和7年7月初旬